栄区バドミントン協会規約

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、栄区体育協会に所属し、栄区バドミントン協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、区内バドミントン競技の中枢機関となり、バドミントンの健全な普及発展と、愛好者相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

- 第 4 条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - ① 競技大会の開催
 - ② 会員相互の連絡及び関係協会との協調
 - ③ その他本会目的達成に必要な事業等の主催、共催又は後援

(会員)

- 第 5 条 本会の会員は、栄区内に在住(高校生以上)、在勤又はバドミントン愛好者 で栄区内バドミントンクラブ等に所属し、常任理事会の承認を得て所定の手続 をした者は、会員となることができる。
- 第 6 条 会員は、会長に届け出て退会することができる。又、会員が次の事項に該当 した場合、会長は常任理事会の議を経て退会をさせることができる。
 - 第5条の資格を失ったとき。
 - ② 本会の秩序を乱したとき。

第 2 章 役 員

(役員)

- 第 7 条 本会に次の役員を置く。
 - ① 会 長 1名
 - ② 副会長 2名
 - ③ 常任理事 若干名
 - ④ 理 事 若干名
 - ⑤ 会 計 2名
 - ⑥ 会計監査2名
 - $\bigcirc -1$ 上記役員のほかに、顧問を置くことができる。選出等は常任理事会にて定める。

(役員の構成)

- 第 8 条 本会の維持、運営に携わる役員は次の者をもって充てる。
 - ① 各クラブ等から1名以上 ただし、年度当初の会員登録が9名以下のクラブ等については任意とし、 学校関係のクラブ等には適用しない。
 - ② 前①に該当するクラブ等は、会員登録と共に役員候補者を本会に推薦する
 - ③ 既に常任理事を出しているクラブ等で、常任理事の改選が無い年度はこの限りでない。

(役員の選出)

- 第 9 条 役員候補者は、別に定める代表者会議において承認を受け、常任理事と理事 とを役員会で互選し決定する。
 - ① 常任理事の中から会長、副会長及び会計を、理事の中から会計監査を互選し決定する。

(役員に任期)

- 第 10 条 役員の任期は、常任理事を2年、理事を1年とし、再選は妨げない。
 - ① 欠員補充に伴い就任した役員の任期は、前任者の残存期間とする。なお、 欠員補充の役員の承認は常任理事会が行う。

② 役員は、任期終了後も後任者が任命されるまでは、その職務を行う。

(会長)

第 11 条 会長は、会務を統理し本会を代表する。

(副会長)

第 12 条 副会長は、会長を補佐し、共に会務を掌握し、会長事故あるときは、あらか じめ定められた順序に従い、その職務を代行する。

(常任理事)

- 第 13 条 常任理事は、次の会務の執行に当たる。
 - ① 会員代表者への連絡、分担会務の執行
 - ② 技術指導
 - ③ その他

(理事)

- 第 14 条 理事は、次の会務の執行に当たる。
 - ① 分担会務の執行
 - ② 技術指導
 - ③ その他

(会計)

第 15条 会計は、本会の経理を司る。

(会計監査)

第 16 条 会計監査は、会計を監査する

第 3 章 会議

(会議)

- 第 17 条 本会の、会議は次のとおりとする。
 - ① 役員会
 - ② 常任理事会
 - ③ 代表者会議(総会)

(役員会)

- 第 18 条 役員会は、会長が招集するほか、常任理事及び理事の2分の1以上の申し出 があったとき、会長が招集する。役員会は、会長が議長を務め会務並びに会務 執行に必要な次の事項について審議、決議する。
 - ① 大会の運営
 - ② 練習会の運営
 - ③ イベントの運営
 - ④ 前①~③に準ずるものの運営
 - ⑤ 技術指導
 - ⑥ その他

(常任理事会)

- 第 19 条 常任理事会は、会長が招集するほか、常任理事の2分の1以上の申し出があったとき、会長が招集する。常任理事会は、会長が議長を務め会務全般並びに会務執行に必要な次の事項について審議、決議する。
 - ① 事業計画、収支予算
 - ② 事業報告、収支決算
 - ③ 運営
 - ④ 技術指導
 - ⑤ 規約の変更
 - ⑥ その他

(代表者会議)

第 20 条 代表者会議は、本会に加盟しているクラブ等の代表者をもって構成し、第9 条に基づく役員を承認するほか、常任理事会の補助機関とする。

(議事)

第 21 条 会議は、各会議の構成員の2分の1以上(委任状を含む)の出席により成立 し、決議は過半数以上の賛成で決定し、可否同数のときは議長が決定する。た だし、規約の変更については別に定める。

第 4 章 会計

(経費)

第 2 2 条 本会の経費は、登録費、補助金、参加料、寄付金及びその他の収入をもって 支弁する。

(会計年度)

第 23 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。 (登録費)

第 2 4 条 会員の登録費は、原則として年額とし、年度ごとに常任理事会において協議し決定する。

(参加料)

第 25 条 本会の主催する各種事業は、参加料を徴収することができる。

第 5 章 附 則

(規約の変更)

第 26 条 本規約は、常任理事会において常任理事の2分の1以上が出席し、その3分の2以上の賛成があれば、変更することができる(委任状を含む)。

(施行期日)

第 27 条 本規約は、昭和62年4月1日から効力を生ずる。

附則

この改正規約は、平成16年4月17日から施行する。

附則

この改正規約は、平成18年2月12日から施行する。